



平成30年12月14日

## (仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業 に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第54条第1項により、対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容について、以下の通り決定しました。

### 1. 本事業の概要について

本事業は、宇治の歴史・文化へと誘う玄関口として、周辺地域と連携して周遊観光を促し、宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的とし、また、国指定史跡宇治川太閤堤跡の歴史や宇治茶の魅力を広く発信する事業です。

### 2. 対象事業者について

対象事業者名：株式会社宇治まちづくり創生ネットワーク

※ 対象事業者は、本事業実施のために NEC キャピタルソリューション株式会社（代表企業、本社所在地：東京都港区）、株式会社丹青社（本社所在地：東京都港区）、東急建設株式会社（本社所在地：東京都渋谷区）、玉井建設株式会社（本社所在地：京都府宇治市）、株式会社京都現代建設（本社所在地：京都府宇治市）、株式会社協栄（本社所在地：東京都中央区）、株式会社ビケンテクノ（本社所在地：大阪府吹田市）の出資により設立された特別目的会社です。

### 3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。